

平成26年2月16日
内閣府（防災担当）2月14日からの大雪にかかる
災害救助法の適用について
【第2報】

1. 災害の概要

2月14日からの大雪にかかる被害により、長野県及び群馬県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じていることから、長野県及び群馬県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【長野県】 茅野市 （ちのし） 北佐久郡軽井沢町 （きたさくぐんかるいざわまち） 諏訪郡富士見町 （すわぐんふじみまち） 【群馬県】 ※安中市 （あんなかし）	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

（注）※は今回追加適用分

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
喜田川、寺島、大橋
TEL 03-5253-2111（内線51812）
03-3501-5191（直通）